

6/14 防衛省・環境省交渉記録

(テープ起こし・文責：辺野古実)

2007年6月14日(木) 14:00～ 場所：衆議院第二議員会館・第四面談室
1時間程度の予定が、実際には1時間50分に及んだ。

事前に各省に「質問書」を提出した。(31ページ以降に掲載)

出席者：辻元清美衆議院議員、秘書

防衛省：7名 防衛施設庁施設部施設企画課長：辰見

同再編プロジェクトチーム係長：安藤

同再編プロジェクトチーム：園田

同再編プロジェクトチーム：伊藤

あと一人不明

同総務部広報調査係長：緒方

防衛省文書課：竹道

環境省：3名 環境省環境影響評価審査室審査官：藤井

あと二人不明

辺野古実から 25名

【防衛省と】

< 会 > 「辺野古への基地建設を許さない実行委員会(辺野古実・35団体で構成)」です。

すでにこの質問書を提出しています。3月にも「辺野古実」は防衛省・環境省と交渉を行い、それ以降も何度か、いろいろな形で要望書・抗議書を提出しています。ここで、今回初めて「ぶんご」を出動させるという、本当に驚くべき事態が発生したので、これは何としてもお会いして真意を伺いたいと、今回の交渉を組んでいただきました。質問は1～5あって多岐にわたっていますが、最初に1～3まで、なるべく簡潔にご回答ください。

< 辻元議員 > この問題は環境的な側面に加え、ぶんごを派遣したことで、関心はものすごい勢いで広がっています。あの有名な「きっこのブログ」でも爆発的に書かれています。さっき35団体と言われましたけれど、地元への説明だけではなく、市民的関心に対して説明をしていただきたいと思います。

【質問1 ～ について】

< 防衛省・辰見 > 1 について、海上自衛隊の参加につきましては、防衛施設庁長官からH19年5月11日、海上幕僚長に依頼したものです。今回の機器設置作業については、民間業者に委託するだけでなく、海上自衛隊が保有している潜水能力を活用することによって、キャンプシュワブ沖における海象、ジュゴンの生息状況、サ

ンゴ類の産卵・生息状況を把握することを目的とした現況調査を、限られた期間内に、円滑に十分に実施することができると判断したからです。

以下、ぶんごの手続きについては、次。

< 防衛省・安藤 > 掃海母艦派遣と決まった理由について、潜水作業というのは常に危険が伴う作業ですので、万一、水中職員が潜水病などの病気になったときに、迅速に処置をするという、サポート体制が要るときに、掃海母艦が適切であろうと判断して派遣しました。

総理への報告・承認などについて、今回は、自衛隊が国民の権利・義務に関わるような行動を行う場合には総理の承認・総理の命令は必要となりますが、今回のケースはそういう物ではないと考えています。他方で、防衛省においては、ふだんから所掌事務について総理にさまざまな報告を行っており、その内容について、いちいち申し上げることは差し控えたいと思いますが、報告などは適切にしております。

次に1 ですが、自衛隊法のどれが根拠か、ということですが、今回の協力というのは、防衛省設置法第4条第19号に規定する事務を所掌する施設庁の実施する現況調査に対して、国家行政組織法第2条第2項の規程の趣旨を踏まえて行った、ということであります。

< 会 > すると、自衛隊法のどれによるのか。

< 防衛省・辰見 > 自衛隊の規程ではなくて、防衛省設置法の規程を行っている施設庁の仕事を、国家行政組織法第2条第2項の規程の趣旨を踏まえて行ったので、自衛隊法の規定は必要ないと思います。

< 会 > 必要ないと言い切れるのですね。

< 防衛省・辰見 > はい。

< 防衛省・安藤 > 1、ぶんごの人員・任務・装備・派遣期間について。ぶんごという船は、基準排水量は5700トン、いつ横須賀港を出て人や物の上げ下ろしをどうしたか、という自衛隊の個別の艦艇の動きがどうか、ということは自衛隊の部隊の運用に関わることでありますから、従来からお答を差し控えさせていただきます。ご理解いただきたいと思います。

< 会 > 人員も装備も言えないのですか。

< 防衛省・安藤 > 定員は130名。実際に何人が乗って、とかはお答えを差し控えたいということをお願いいたします。

1、ぶんごの役割ですけれど、掃海母艦は主として掃海部隊（掃海艇とか掃海艦）に対する、指揮管制とか支援といった労務を持っています。

1、ぶんご出動について、国民、国会に説明してきたのか、について。今回の協力については、これまで記者会見の場や国会で説明をしております。今後の作業の円滑な実施という観点から、現時点では申し上げられないことはあるのですが、ご理解をいただきたいと考えています。

< 会 > 出動する以前に、国民や国会には説明したのか。

< 防衛省・安藤 > （笑いながら答える。ありえないという意味の笑いか？）出動する以前に

やりますということ言えば、混乱も起きますでしょうから、そこは適切にやってきたつもりです。

<会> 混乱が起きるから説明しない、ということですか。

<防衛省・安藤> 混乱も起きますし、作業の円滑な実施に支障が出ると考えたからです。

<会> (発言続出してざわめく)

<防衛省・辰見> どうします？今、受けても良いんですけど、

<会> 行政のトップの人たちからも、何の連絡もなかったという抗議も出ていますよね。

<辻元議員> 1 まで答えてもらいますか。そして、大きな1に関する質問を出しましょう。

<防衛省・安藤> 1 ですね。我が国の現行制度上、自衛隊にかかる法律・予算等については、国会の民主的コントロールの下に置かれております。また、文民たる総理大臣が内閣を代表して自衛隊に対する最高の指揮・監督権を持っていて、また、文民である防衛大臣が自衛隊の隊務を統括している、こういう仕組みになっています。で、今回の海上自衛隊の協力というのは、防衛施設庁から海上自衛隊に要請がありまして、文民である防衛大臣が命令を発出しておこなったものであります。で、我々はシビリアンコントロールの問題があるとは考えておりません。

<辻元議員> 大きな1について最初に質問します。追加で質問のある方は挙手していただきます。

まず、1、事前に説明しない理由は、混乱が起きるから、で良いのですね。

<防衛省・辰見> それは、前回のS A C Oの時に、大臣が申したけれど、3年前に、ああいう妨害活動があった。そういうことがあり得るので、事前に日程とか、方法とか、対外的に言うことは、作業が円滑に進まない、ということでやっていません。

<辻元議員> 今後も、そういう態度で行くわけですね。

<防衛省・辰見> それは、今後、作業にどういった影響を与えるかどうか、を十分に斟酌して対応していきます。

<辻元議員> ですから、理由は、混乱が起きるから、ですね。

<防衛省・辰見> 混乱というか、妨害活動があるからということで、円滑に作業が進まない、と。

<辻元議員> それから1、掃海母艦の派遣が決まった理由は、潜水作業が危険が伴うからだ、とおっしゃいましたね。そうすると、1の理由と、事前に説明しないという1の理由は矛盾するのではないですか。

<防衛省・辰見> 1は、海上自衛隊の保有する潜水能力を活用する、と言ったわけで、ぶんごの話ではしていません。ぶんごを派遣した理由は、サポート体制を十分にやる、ということです。

<辻元議員> そうすると、潜水能力の活用ですね。調査能力ではないですね。この間、私は北原長官と話をしたのですが、潜水能力を持った方々が、調査能力があると、どう判断したのですか。環境調査は、環境アセスでもそうですけれど、皆さんご承知のように、あそこの業者は海に強いとか、あそこの業者は森に強いとか、海で

もサンゴに強いとか、調査能力は潜水能力とは別です。早くもぐって機器を設置するだけです。

<防衛省・辰見> 会社は、潜水能力も調査能力もあります。自衛隊は潜水能力です。今回は機器設置作業があったので。

<辻元議員> 自衛隊員は、何名でもぐりましたか。1名ですか。何名ですか。

<防衛省・辰見> それは言えません。

<辻元議員> そこが問題なんです。県とも事前の申し合わせがあった筈ですけど、必ず2名でやります。調査というのは、サンゴの状態をよく知っている人と一緒に行かないと、環境アセスでもそうですが、何名でもぐったか、答えられますか。

<防衛省・安藤> 水中作業員が何名か、ということは、今後の作業にも支障が出るかも知れませんが、自衛隊の運用の話ですので、それは従来からお答えしていません。

<辻元議員> 一般の業者だとお答えになるのですよ。一般の環境調査だったら、こういう手順で、環境調査は何名で、チームでやるのだったら、サンゴの状況を知っている人と一緒に、どのようにしました、という説明をするわけですよ。何で、自衛隊だと言えないのですか。調査をされたんですよ。

<防衛省・辰見> 設置作業をしました。

<辻元議員> 環境調査の設置作業でしたら、環境調査という目的で行っているわけですよ。

<防衛省・辰見> いや、機器の設置作業という目的で行っています。

<辻元議員> これは、環境大臣も環境調査だとお答えになっています。

<防衛省・辰見> もちろん、環境調査の一環ではありますけれど、実際やっている作業は、サンゴの着床機器を設置する、ジュゴンのビデオを設置する、ソナーを設置する、海象機器を設置する、それは環境調査です。

<辻元議員> どういう形で設置したか、民間だときっちり説明されるわけですよ。設置したときに事前の写真を撮り、そこにはサンゴはないとか、環境調査が環境破壊をしないように、手順も決まっているわけです。全国で環境調査をやっていますが、事前の写真、事後の写真、そして誰がどういう形でやったか、全部オープンになります。これが環境調査のやり方です。それができない理由は何なのか。

<防衛省・辰見> 今回もちゃんと事前に場所の写真を撮っています。

<会> では、それを明らかにしてください。

<防衛省・辰見> いちいち、やり方を示すと、先週の土曜日も日曜日も反対活動にあって、作業できないのですよ。

<会> 当たり前でしょう。納得できる説明をしないからでしょう。(騒然となる)

<防衛省・辰見> (一段と大声で) 皆さんと意見が違うから。明らかにしたら作業はできません。

(騒然となって聞き取れず...)

<辻元議員> これが一貫した防衛省の立場なんですよ。ずっとこうやってきているわけですよ。それを再確認するに過ぎないわけですけど、防衛大臣にも話しましたが、特殊な人たちがあそこで座り込みをして、外からも応援が来ていると捉えているなら、大きな間違いですよ、と私は申し上げたんです。国民の批判はものすごく

拡がっていますよ。その上、防衛省が集会を監視していた問題もあります。防衛省に対する不信がぶんご派遣と重なって、ものすごく不信が拡がっていることを認識した上で対応しないと、甘く見ているとまずいですよ。メディアも含めて関心が高くなっている、妨害活動ということばでおっしゃるのは注意なされた方が良いでしょう。敵対して言うのではなく、私自身も安保委員会で、防衛省のためを思っただけの発言です。沖縄の人たちも、今、爆発していないけれど、怒りがいつ爆発するか分からない中で、米軍基地を受け入れているわけですから、慎重にも慎重を期した対応・態度を取らないと、この先どうなるか分からない。心配をしています。見解の違いだったら、それでも結構ですけど。

<防衛省・辰見>我々は、名護市にも漁協にも同意を得て、この作業はやっています。

<辻元議員> 1 で、シビリアンコントロールは、きちんと予算を決め、何に使っているかを公表すること。防衛省もすべての防衛予算など公表しているわけですが、ぶんご派遣で、使った費用を、後で出してくれますか。

<防衛省・安藤>今回かかった費用はいくらか、そこだけ切り出して出すのは難しい。

<会> この質問は、2・3で出てくるので、そこで回答してください。

<辻元議員>それじゃ、大きな1に関して質問のある方。

<会> (a) . 先ほど、潜水能力を活用するという回答だったが、ぶんごを出したのは、潜水作業に危険が伴うので、そうした事態にそなえてぶんごを出した、民間の業者の方たちは、危険に対しての対応がされていないという認識ですか。

<会> (b) . 1 の回答で、総理への説明で、国民の権利・義務に関わらないから、良いんだ、という話でしたが、それを拡大解釈すると、省庁間協力ということで何でもやれる、自衛隊はどこにでも出せる、という危険がある。特に今回の仕事は、本来の自衛隊の業務で規定されているどこにも書いていないことをやらせようとするわけです。当然内閣総理大臣にも報告し、許可を得ることは必要だと思います。

<会> (c) . 5月11日、横須賀出港と報道されていますが、これはお認めになりますか。(d) . 5月26日に、四国の高松で一般公開していますが、これについては認めますか。1999年に、ぶんごがトルコの大地震の後に、仮設住宅を輸送しています。このときは防衛庁のホームページにいつからいつまで、派遣人員何名、指令誰々、が公開されました。軍事的には掃海特別訓練とか、日米共同掃海訓練とか、すべて、何月何日から何月何日まで、場所はどこ、責任者は誰、派遣艦艇は何々と、いつも公開されています。今回のことが公開できない理由は何ですか。

<会> (e) . ぶんごの派遣について、沖縄県知事、名護市長は遺憾の意を示しています。先ほどの回答のように、沖縄の首長に対しても説明をしない、というのは今も同じ態度ですか。(f) . 不発弾処理が延期されたと、報道ではありましたが、事実関係はどうなっていますか。

<防衛省・辰見>不測の事態に対して。海上保安庁もいて、民間企業の不測な事態に対して対応をしています。ただし、今回、海上自衛隊の能力を使ったというのは、万が

一にも、ということで万全の対策を整えた。民間に対して、おろそかにしているということではありません。沖縄県への説明ですけれど、私は前日の夜、電話で県の事務方には連絡をしました。先ほど申したようにスケジュールややり方が分かるのはよろしくないと思っています。従って、そういうことを十分に配慮しながらも、県に理解を得るように説明していきたいと思っています。

< 会 > 県はどういうふうに答えたのですか。

< 防衛省・辰見 > 県は、そういうことですかね、というふうに事務方は聞いています。

< 会 > 先ほどの不測の事態に対して、民間でも備えている、という認識ですか。

< 防衛省・辰見 > そうです。海上保安庁もそうだし、民間も自分たちでも備えています。

< 会 > それを越える、さらなる万が一のためにぶんごを派遣したということですか。

< 防衛省・安藤 > (ぼそぼそと相談して) かいつままで、サポート体制、と言ったんですけど、水中職員が潜水病等の危険に陥った話もあるんですが、その他に、要員の食事とか、休養といったサポート面を考えても、ぶんごというのは優れていると考えています。それから、安全作業を進めるには、気象・海象をちゃんと観測する必要がありますんですけど、そういう機能を掃海母艦は持っていますから・・・。
(騒然となる)

< 会 > 少なくとも4つの民間企業と契約しましたよね。契約したけれど、彼らはできないと判断したわけですか。

< 防衛省・辰見 > その話は、次に出てきますけれど、そうは言っていません。

< 会 > 民間の企業をさしおいてやったと・・・？

< 防衛省・辰見 > 我々の判断でやりました。民間の企業がそこまでできないとは言っていません。ただし、先ほど申したように、限られた期間内で、この危機の設置作業をしなくてはならないという場合に、海上自衛隊の潜水能力を活用した方が円滑かつ十分にできるだろうと考えました。大臣も国会で答えていますけれど、反対派の活動がなければ民間だけで十分できると思いますよ。反対派の活動があればできないんですよ。施設庁長官が依頼しています。

< 辻元議員 > 民間から、できないので何とかしてくれ、ということが那覇防衛施設庁にあったのですか。

< 防衛省・辰見 > それはない、と言っています。

< 辻元議員 > なかったのですね。

< 防衛省・辰見 > 施設庁長官が判断して、防衛大臣が判断しています。

< 会 > ということは、反対派の行動を自衛隊が排除する、ということも入っているのですね。

< 防衛省・辰見 > 入っていません。

< 会 > ということは不測の事態とはどういうことですか。溺れたときだけ？

< 防衛省・安藤 > ですから、水中職員が潜水病等になったとき、

< 会 > 民間でカバーできないほどの事態とは何か教えてください。民間業者ができない、ぶんごを出さなければできない理由、海上保安庁でもできない事態とは何ですか。

- < 防衛省・安藤 > 何で民間だけではなくて、海上自衛隊を出すのか、ということについては、申し上げたとおり、限られた期間内で迅速かつ円滑にやるという観点からです。そこで潜水能力を使うということを申し上げているのです。で、海上自衛隊を使うとしたときに、何で掃海母艦を使うのか、ということについては、海上自衛隊の潜水作業員が潜水病になったときの対処とか、要員の食事とか休養とか、いろんな面を考えて、持っている機能が、掃海母艦ぶんごを使うのが一番良いだろうと判断したからだと申し上げているのです。(騒然として、数人が発言し、聞き取れず)
- < 辻元議員 > 民間でやる人たちも、それらの対処は、十分にやっています。特にアセス関係の人たちは。海上保安庁からも要請がなかったわけですね。
- < 防衛省・辰見 > それはいいです。
- < 辻元議員 > 要するに、現地からは何も要請はなかったわけですね。
- < 防衛省・辰見 > 現地の判断を越えています。
- < 会 > 米軍からの要請があったのですか。
- < 防衛省・辰見 > (激して) さっきから言っているじゃないですか。決定プロセスは明確に、防衛施設庁長官が、まず判断して、それを踏まえて防衛大臣が判断していると。それ以外のことはないと言っている。
- < 会 > 北原防衛施設庁長官が、具体的に何をもって不測の事態と判断して依頼したのですか。
- < 防衛省・辰見 > 限られた期間内にやらなくてはいけないから。
- < 会 > 限られた期間内にやらなくてはいけない、それが不測の事態ですか。
- < 防衛省・辰見 > それを不測の事態とは、私は言っていないですよ。海上自衛隊に依頼した理由ですよ。(双方、激している)
- < 会 > ぶんごを派遣した理由です。
- < 防衛省・辰見 > ぶんごを派遣した理由は、海上自衛官がいるから、海上自衛官が万が一不測の事態があったときに、・・・。
- < 辻元議員 > だから、民間や海上保安庁では対処できない不測の事態とは何ですか、という質問なのです。
- < 会 > もぐっているとき、ぶんごはどの辺にいたのですか。これは防衛省に電話をして聞いたのです。「全部施設庁に聞いてくれ。施設庁のお手伝いで行っているのだから。」という答でした。
- < 辻元議員 > 不測の事態、というのが、海上保安庁や民間で、潜水のプロがやっているわけで、官でも民でもいいけど、割りと民の方がキチッとやっていますよ。そうするとそれ以外の不測の事態とは何か、と聞いているのです。
- < 防衛省・安藤 > 潜水職員が潜水病になってしまったときに、民間で準備をしているのだから、民間に頼めばいいじゃないか、ということですか。
- < 辻元議員 > それが不測の事態なんですか。(騒然としている)
- < 防衛省・安藤 > 海上自衛官が何か病気になってしまったときとか、それをケアするのに自分のことは自分でやるわけですね。自衛隊というのは自己完結性を持っている

わけですから。

- < 会 > 自衛隊が行かなければ、それは必要ないでしょ。(騒然としている)
- < 防衛省・安藤 > 行く必要は、限られた期間内にやらなければならないと思ったから。
- < 会 > 限られた期間内にやるのは、民間業者では無理だと言うことですか。
- < 防衛省・辰見 > おっしゃるとおりです。
- < 会 > 何で無理なのですか。
- < 防衛省・辰見 > それは、妨害活動があるからです。(ますます騒然となる)
- < 会 > そしたら、海上自衛隊は、妨害活動に対して、どういう働きをするために派遣されたのですか。
- < 防衛省・辰見 > それは、沢山の人間を、一時期にどっと・・・(数人が発言)
- < 会 > 威圧ですか。
- < 防衛省・辰見 > (激して)威圧じゃないです。人数が必要だから、数が必要だからです。
- < 会 > 数が必要だから、民間の数が足りないから、海上自衛隊を派遣したということですか。
- < 会 > 朝日新聞の報道で、反対運動を分散させるために、大量の人員が必要だったと防衛省が言っていると報道されましたが、そういう目的ですか。
- < 防衛省・辰見 > だから、限られた期間内にやるには、そういうふうに対抗活動もあるわけだから、機敏にやらなくちゃいけないし、沢山の人間も要ります。
- < 会 > それは自衛隊がやることではないでしょう。
- < 会 > 要するに、軍事論理を環境優先の論理に優先させたということではないですか。
- < 防衛省・辰見 > 違います。皆さんも知っているでしょう。サンゴが6月に産まれるという。その前に機器を設置しなければならないわけですよ。我々も。そういう使命があるわけですよ。
- < 会 > サンゴを壊しても？
- < 防衛省・辰見 > 壊してませんよ。(ますます騒然となる)
- < 会 > これで壊していないとは言えませんよ。(写真を提示する)
- < 辻元議員 > さっきの残りの質問について、お答えいただきたいと思います。
- < 防衛省・安藤 > (b) . 総理への話があったか、国民の権利・義務に関わらないことであれば何でもできるのか、総理への報告・許可が必要ではないか、という質問に対して。国民の権利・義務に関わる自衛隊の行動様式は、自衛隊法にあって、防衛出動、治安出動、とかがあるわけですよ。そういうものは、総理が命令を下すとか、総理の承認が要るとかの手続きが、事細かに決まっています。で、今回の活動、協力は、国民の権利・義務に関わる行動ではなくて、法律上、総理の命令が要るとか、総理の承認が要るとか、そういったものではないわけです。ですから、この質問で言っている、どのような形で、報告・相談・承諾を求めたのか、については、承諾は、法律上、法令上求められているものではない、ということです。じゃ、何も話もせずに勝手にやってしまったのか、ということについては、そうではなくて、防衛省は、日々の活動をいろいろやっていて、所掌事務について、総理にいろいろ報告などもやっているわけです。そういったなかで、当然のことな

がら、報告をしているわけです。そう理解していただきたいと思います。(c) . 5月11日、横須賀を出港したということと、26日に高松で一般公開、という質問について。まず我々の側から、5月11日に高松に出港したとか、そういった別の艦艇がいつどこで何をやったとかは、従来からお答えを差し控えたいとお願いしています。

<会> 他の例をあげたけれど、公開しているじゃないですか。艦艇の名前も挙げて。

<防衛省・安藤> 5月11日に高松に出港したということについては、そういった報道も多々ありますから。で、実際、出ていくのを見られた方もいるんでしょうから。(d) . 26日の高松での一般公開というのは、今回の環境現況調査の担当をしていますけれど、一般公開というところまで把握していません。で、26日に何をやってたか、ということを知りません。それから、過去にいろいろな訓練とか、トルコの地震の時の輸送とか、公開しているじゃないか、ということですけど、それは、その一つ一つの性質であって、トルコに輸送しますとか、訓練しますとか、特段公開しても差し障りがないという判断をするから、それぞれのところが公開しているんでしょう。

<会> それは、誰が判断するんですか。

<防衛省> それぞれ担当しているところが判断すると思います。

<会> じゃ、今回は公開できないと判断したのは？

<防衛省・安藤> 今回は、我々で考えて、それで良いかと上まで了解を取って、この形でやっているわけです。

<会> 事前に発表しないで、終わってからでも更に明らかにしない、これは大問題だと思いませんか？自衛隊の行動を。

<防衛省・安藤> それは、まだやっていますから。

<会> 自衛隊の出動も、まだ終わっていないという認識ですか。

<防衛省・安藤> 自衛隊の出動、とっては何ですけど、まだ調査をやっていますから。今後、何が起きるか分からないのですね。だから、まだ海上自衛隊が出るかも知れないし、出ないかも知れない。

<会> ぶんごの派遣期間を答えていただけていないので、ぶんごは帰っていないかも知れないし、いつでも出られる状態で待機しているかも知れないということですか。

<防衛省・安藤> 可能性の話をしているだけですよ。

<会> また出ていくということですか。

<防衛省・安藤> 今後の調査に影響が出ることもあるだろうから、ということで申し上げられないと言っているのです。

<会> これからも出る可能性があるということですか。

<防衛省・安藤> 支障がなくなれば、申し上げることができるようになるではないですか。

<会> 11日に横須賀出港することを大臣が命令された、というのはウソですよ。何で11日に指令を出して、呉から横須賀に出港できるんですか。誰もそんな説明に納得できないですよ。もっと早くから準備をしていたでしょう。

- < 会 > 4月には出動準備指令を出したでしょう。
- < 会 > わざわざ呉から横須賀へ、7～800 kmの距離を1日か2日かけてやってきて、東京新聞の報道だと、掃海隊軍の司令も幕僚も乗せて、それから水中職員も、何人だか明らかにしませんけれど、それも乗せて行ったわけですね。そんなことを、11日に指令を受けて11日にさっと出港できますか。誰もそんなことを信用しないですよ。明確にウソを言っている。不信感が増すばかりです。
- < 防衛省・安藤 > 命令が出るときというのは、命令を出される部隊の側にとっては、ある日突然、お前、何をやれ、と出るわけではなくて、下準備というか調整というものを踏まえるわけですよ。(数人が同時に発言。聞き取れず)準備命令とは言っていないよ。
- < 会 > 命令は11日でも、決めたのはいつですか。
- < 防衛省・安藤 > 5月11日に出るまでの間で、いろいろ検討しているわけですよ。施設庁も内閣も含めて。
- < 会 > いつ、誰が決めたんですか。
- < 防衛省・安藤 > いつ、誰がということではなくて、我々の担当のそれぞれの課とかで検討して、だんだん煮詰まっていくわけです。
- < 会 > 煮詰まったのが11日だったということですか。
- < 防衛省・辰見 > 最終的な決定は11日です。
- < 防衛省・安藤 > で、5月11日に、大臣の命令が出ました、ということです。これは今回の命令だけに限りません。どんな命令でもそうですけれど、ある日突然、部隊の側に命令が出されて、部隊が「えっ何だそれは。そんな命令を出されたって、できないぞ」ということはあるわけです。
- < 会 > だからいつごろから検討していつごろから話をしているのですか。
- < 会 > 一般的に、準備期間をどれくらい必要なんですか。
- < 防衛省・安藤 > それは、物事それぞれによって違います。
- < 会 > 今回はどれぐらいの準備期間だったのですか。
- < 会 > 今回は、ぶんごを出す準備を、いつから始めたのですか。
- < 防衛省・安藤 >
- < 会 > (f) . 不発弾処理の問題を、まだ答えてもらっていません。
- < 会 > 分かる方がいらっしゃれば。
- < 防衛省・辰見 > (f) . 不発弾処理のことは、ちょっと今日、今の段階で
- < 辻元議員 > どなたか？分かる方がいらっしゃれば。
- < 防衛省・辰見 > 不発弾処理。居ない？今の段階では？
- < 辻元議員 > 一応ですね、ちょっとご担当としてどういう方がいらっしゃるのか、お名前と担当を教えてくださいませんか？
- < 防衛省・安藤 > 事態対処課
- < 辻元議員 > 部隊対処課ですね。
- < 防衛省・安藤 > はい。
- < 辻元議員 > お名前は？

< 防衛省・安藤 > 安藤
< 辻元議員 > それから、
< 防衛省・伊藤 > 計画プロジェクトチームの??
< 辻元議員 > 計画課、この計画のですね。
< 会 > 伊藤さんね。
< 辻元議員 > プロジェクトチームの伊藤さん。
< 辻元議員 > 辻さん、はい。このプロジェクトチームはいつ設置されたのですか?
< 防衛省・辻 > 5月21日ですね。...
< 辻元議員 > 今不発弾処理、すぐに答えられないのでしたら、後で聞いてもらうから。答え
ていただけるなら答えてほしいのですけれど。
< 防衛省・辰見 > 去年の10月かな、プロジェクトができたのが。
< 辻元議員 > そのプロジェクトというのはぶんごを派遣するプロジェクトではないですね?
< 防衛省・辰見 > これです、この名刺にあるチームがそれぞれのプロジェクトチームです。
< 辻元議員 > で、ぶんごの派遣もそこで検討したのですか? 具体的には。
< 防衛省・辰見 > 違います。
< 辻元議員 > それはどこの部ですか?
< 防衛省・辰見 > それは、機会対処課の方です。
< 会 > ぶんごだろ、ぶんご。
< 辻元議員 > ぶんごと潜水夫の派遣は?
< 防衛省・辰見 > 潜水夫は、まず防衛施設庁の中で考えて、そして次に省全体として考えて
結論を出しています。
< 辻元議員 > ということは、プロジェクトで?
< 防衛省・辰見 > というか、もっと上のレベルですね。プロジェクトというのは下ですから。
< 辻元議員 > 上というのはどこですか?
< 防衛省・辰見 > それは、次官、大臣レベルで、最終決定しています。
< 辻元議員 > 隣の方は?
< 防衛省・園田 > 園田です。
< 辻元議員 > 園田さん? それからあと二人の方は?
< 防衛省・竹道 > 窓口をやっている竹道です。
< 辻元議員 > はい、竹道さん。
< 防衛省・緒方 > 広報をやっている緒方です。
< 防衛省・辰見 > うるま市でやる予定だった、というのは?
< 会 > えっともう少し報道で得たのですけれども。
< 防衛省・辰見 > 報道で? うーん。
< 会 > 事前調査の、それから影響されている。
< 会 > 19日だったね。
< 会 > もう一回調べてもいいのですけれども。
< 防衛省・辰見 > それは誰が延ばしたのですか、うちの方ですか? 陸上自衛隊? 海上自衛隊?
< 会 > 海上だね。

< 防衛省・辰見 > あーあ。

< 会 > でも、分からないことは後に伸ばして、

< 辻元議員 > 一応 1 は、ここで置いてですね、2 から までいきましょう。

< 防衛省・安藤 > まず、自衛隊潜水士の数ということなんですけれども、(笑って)先ほど申し上げたとおりです。それから

< 会 > あの、うらがの乗組員に限らない、ということはお認めになりますか? ぶんごの乗組員だけではない?

< 防衛省・安藤 > (笑いながら) そのことも含めてですね、あのう、詳細は申し上げられません。

< 防衛省・辰見 > ですけど、これは一

< 防衛省・安藤 > 自衛隊の設置した機材の種類・数・場所・日時。これも今後の作業に支障が出る恐れがありますので、お答えを差し控えたいと思います。

< 辻元議員 > 答えを全部続けて

< 防衛省・辰見 > の計画図というのはちょっと何をさしているのか私にも理解できないのですけども、機器の設置方法については、今回の現況調査においてレギュレタをはずされたなどの行為がある、妨害抗議がある。そして、前回はボーリング調査で妨害抗議があったことを踏まえると、そういった方法については、お答えを差し控えさせていただく。それから、民間企業と海上自衛隊がどの場所で機器を設置したかの具体的な作業については、先ほど申したように、今後の作業の円滑な実施に影響があるので、お答えを差し控えさせていただくと。それから、費用です。契約金は、まずパスコ沖縄支店に対して、6億5千百万円、これは海象等の調査です。それからサンゴやジュゴン等の調査については、イデア株式会社沖縄支店、委託額16億5千9百万円。サンゴの着床部の設置等については、同じくイデア株式会社沖縄支店、委託額3千5百70万円であります。そして、今回自衛隊が作業している訳ですけども、そういったことについては今後良く作業内容を精査して、契約変更を行うなど、企業との関係においても、適切に対応していきたいと思っています。えっと、それから、費用、費用はどうなの?

< 防衛省・安藤 > 費用は先ほど申し上げたのんですけども、今回の派遣だけにいくら払ったのかはなかなか正確に抽出するのは難しいということで、お答えするのは困難です。

< 会 > 非公開という訳ではないでしょう。抽出できれば公開するということですか?

< 防衛省・安藤 > 抽出できるようであれば、お答えできると思いますけれど。

< 防衛省・辰見 > 番です。海上保安庁が、暴力行為があったと、海上保安庁の方に暴力行為があったというご質問ですけど、我々はそういう事実があったとは承知していませんし、海保からもそのような話は聞いていません。2は以上です。

< 辻元議員 > 2で、追加で質問がある方?

< 会 > 先ほどの説明で国民の権利義務に関係がないから、要するに治安出動でも防衛出動でもない。では何出動になるのですか?

< 防衛省・安藤 > 今回出動ではないのです。

<会> さっき出動と言ったではないですか。

<防衛省・安藤> 皆さんが出動と言われていたから。

<会> 僕は、これは治安出動だと思いますから聞いているのですけれど。あなた達は出動させても、自衛隊を動かしても、出動ではない、と言え、何でもできる訳ですか？

<防衛省・安藤> いやそういうことは申してなくて、出動というのは・・・。

<会> 出動じゃないという説明で動いているではないですか、実際に。

<防衛省・安藤> 出動というのはですね、自衛隊法では自衛隊の出動は、防衛出動と治安出動と警護出動の3つしかないのですよ。

<会> そうでしょ、自衛隊法でそうになっていますよ。

<防衛省・安藤> で、今回はそのいずれでもありません、ということです。

<会> だから何なんですか？ やっていけないことをやっている訳ですか？

<防衛省・安藤> それは、国家行政組織法に・・・。

<会> 自衛隊法に根拠があることをやっているという論理な訳ね？

<防衛省・安藤> 自衛隊法上は明示的には・・・。

<会> 根拠が無い

<防衛省・辰見> 規定の必要が無い作業だと思っています。

<会> 規定の必要が無い作業を、勝手に規定していいのか？

<防衛省・辰見> それは、我々は・・・。

<会> そういう言い方はないでしょう。

<防衛省・辰見> それは、閣議間の質問主意書、照屋先生の質問主意書にも答えていますし、内閣としてそういう判断をしております。防衛省だけの判断ではない。

<辻元議員> いくら聞いても、いつもそうなんです。だから、こういう形で、自衛隊法に規定なくて出すことがいいのかどうか争点なんです。立場はもうハッキリしている訳です。無いって、それでやっていいというのが。大臣にも何回も確認しました。これでいいのかというのが次の争点で、ここは議論すべき、国会も含めてですね、議論すべき争点です。 窓を開けましょうか、外の音が消えたので。

【00:49:06】

<会> 具体的に何をどういうふうに行ったのかを、全然説明できない、説明してもらえない、こんな形でもって自衛隊を出したということは、すごく私たちに不信感を与え、しかも法的根拠が無くて、今何をやったのか、さっぱり分からない。

<防衛省・辰見> 法的な根拠は説明したように、国家行政組織法に違反していません、と言っている。

<会> 自衛隊法上の根拠は言っていないし、出動でありませんといいながら、何をやったのかさっぱり分からない。

<防衛省・辰見> こういう議論でしていかないと。

<辻元議員> 2で関連質問が無ければ、3に進みたいのですが。いいですか？ はい。

<防衛省・辰見> 3．サンゴについてですね。サンゴにつきましても、この調査はキャンプシュワブ海域のサンゴ類の増殖環境を把握することを目的としているため、サン

ゴの着床具は、サンゴが密に成育している地域ではなく、その周辺に設置していることから、当該海域のサンゴの生息環境に大きな影響を与えるものではないと考えております。それから、ビデオ、水中ビデオカメラについても、ジュゴンの通り道といわれますリーフの切れ目には置くことはしない、ジュゴンはリーフの切れ目から藻場に入ってくるということなので、切れ目にはこういうものは置いていません。切れ目の周辺にこの機材を置いている。これは、施設庁長官が国会でも答弁したとおりです。

< 会 > これは 21 日に、地元の方が撮った写真です。

< 防衛省・辰見 > それから 3 ですけど、15 項目の件、これは沖縄県の配慮事項については沖縄県と調整の上、回答させていただきたいと思っています。専門家の氏名等については、専門家の方々と関係がありますので、公表は差し控えさせていただきたいと思っています。

< 辻元議員 > 3 で、ご質問がある方は？

< 会 > 実際に設置したものがサンゴを破壊したりジュゴンの出入り口を塞いでいるという写真を手に入れています。それをやっていませんと言っても、私たちは納得できないですよ。

< 防衛省・辰見 > ここが通り道でしょ。通り道の横に置いているのですよ。

< 会 > すごく敏感な動物ですから。

< 防衛省・辰見 > まあそうかもしれません。でも、横に置いて、一応配慮していますから。

< 会 > リーフとリーフの間のクチに置いたらジュゴンは来なくなる。

< 防衛省・辰見 > ウーン。

< 辻元議員 > どこに設置したかを言わないということだから、壊してませんとか、してませんとか言っても、根拠がまあ無い訳ですよ。それで、これ森なんかもそうですけれど、例えばテレビのいろいろな自然関係の報道なんかもそうですけれど、近くに機材のちょっとした影があったりとか、ちょっとした音とか、ちょっとした影でも、例えば野鳥の観察ができない訳なんですよ。どこにどうするか、海も同じなんです。ご承知のとおりですよ。そういうことは、例えば WWF とか、環境の NGO だとか、市民団体とかの方がすごく細かいところまで良く知っているわけですよ。特にジュゴンについては、現地でジュゴンのウォッチをずっとやって調べている団体とかがあってですね。彼らはジュゴンの撮影に成功したりいろいろしていますけれども、ものすごい配慮してやっているということを知り尽くしているものだから、彼らの意見の方がどちらかという正しい訳ですね。それで、前提を公表なさっていないところで、判断のしようがないですね。

< 防衛省・辰見 > (しきりにウーン、ウーンを繰り返して相槌を打っている。)

< 辻元議員 > 潰していないといったって根拠が無いですね。それと、このたった 3 枚の写真ですけれども、これはやはり地元の手を知り尽くしている人が、これではなかなか正確な調査ができないのではないかと、という指摘もしている訳ですよ。だから、それに対して有効だとか何とか言ってもですね、どこに設置したかも言っていない訳ですから、環境に対する配慮をしていない、または環境を壊していない、

という根拠が無い訳ですよ。

<会> 証明ができない。

<辻元議員> だからそれだったら写真があるのだったら、ちゃんと最初から公表して、私たちは適正にこういう風に写真を撮ってやっていますと公表しない限り、この問題は防衛省の側に説得性のある根拠がないですね。

<防衛省・辰巳> ウーン、ウーン

<会> 公表してください。そして、4月24日に県知事から那覇防衛施設局に取り交わした合意配慮事項の中にもちゃんと書いてあるわけですよ。その中に専門家の指導助言を得て、という。資料請求したので、そちらから出していただきたかったですけれど。その中で専門家と言われたら、私たちは、明らかにどう専門を、どういうところでやっている誰々と、名前を特定しなければ、専門家とは言えませんよ。それは何度も私たちが言って要求してきたと思うけど、専門家というからにはちゃんと名前を出してください。出さなかったら、そんなのウソだとみんな思いますよ。

<会> 今まで、談合だって何だってそうだったではないですか。人がはっきりしなければ証明にならないですよ。

<辻元議員> 専門家の指導助言は考慮事項に入っていた訳ですよ。それは出せるのではないですか。

<防衛省・辰巳> 名前は、専門家の方々との関係もあるので出せません。

<会> 関係があるって、どういう関係があるのですか？

<辻元議員> 県にも公表しないということですか。これは県に対する配慮事項について、少なくとも県に対しては説明とかしているのですか？

<防衛省・辰巳> 報告は出しています。

<辻元議員> その中にはこういう詳細のことは出てくるのですか？

<防衛省・辰巳> そこは県との調整の話なので。

<辻元議員> ただ、県には設置場所は防衛省の先ほどの方針では公にできないと言っているから、どこに設置してそのときの写真がこうですよということは、県の側にも隠しているのですか？ それはどうですか？

<防衛省・辰巳> いや、県には適切に説明しています。

<辻元議員> それは県が？？まれるということですか？

<会> 名前も含めてですか。

<防衛省・辰巳> いやそういう名前ではなくて、適切に場所とかそういう話はしています。

<辻元議員> その写真もですか？

<防衛省・辰巳> 写真はまだだね。写真はまだ撮れる状況ではないですよ、まだまだ。反対活動にあって。

<会> (大勢で、大声で) 何言っているのだ！

<会> さっき写真撮ったって言ったでしょう。

<辻元議員> 設置した後も撮るでしょう。

<防衛省・辰巳> 撮ります。それがなかなか全部取れる状況でないのです。

- < 辻元議員 > 結局、設置前と作業したら作業完了時と、こういう環境配慮をしたということを示すために設置後の写真、両方ワンクルーでやりますよね。それは作業が終わったあとはしていないのですか？
- < 防衛省・伊藤 > 作業が終わった後というのは？機器を設置したときにですね。当然、我々としては写真を撮って、つい、この間まで作業をやっていましたのでね。全体的には整理できていない部分もありますけれど。
- < 辻元議員 > それが大事なんですよ。それが単なる機器の設置でなくて調査だから、それが大事なんですよ。かなり細かく手順が決まっているというのは、単なる道路工事や道の測量と違ってですね、環境調査というのはものすごく細かく実施しないといけない、ものすごく細かいんですよ。ご承知ですね。それぐらいのものなので、その手順に沿ったものはすべて県に出されるということですね。
- < 防衛省・伊藤 > 県とはですね。出し方とか、いろんな方法については担当レベルでは調整させていただいております。先ほど申したように、つい最近、終わったばかりです。整理等がまだできておりませんので、整理して、どういうふうに出していくか、とか、調整させていただく、ということで検討させていただきます。
- < 辻元議員 > 今、県議会でも大きく問題になってきている訳ですよ。それで、少なくとも県に対して、どこにどう設置したか説明すべきです、県の許可が要るのですから。防衛省が県にも説明できませんでは、それは環境調査とは言えないですね。
- < 防衛省・伊藤 > 県に対しては、事前に公共財産使用協議書を出して、こういうところに設置します、とお話ししております。
- < 辻元議員 > 県の側から配慮事項が、こうであるならばこうしてくださいよと、県の側は県民と県議会に説明責任がありますのでね。県に対して、今後どんな感じでなされるつもりなのですか？
- < 防衛省・伊藤 > それは今、調整させていただいている最中です。
- < 辻元議員 > いつごろまでに出すとか？
- < 防衛省・伊藤 > それを含めて調整させていただいております。
- < 辻元議員 > そうすると、まだ出していないということですね。
- < 防衛省・伊藤 > 報告はしております。
- < 会 > どこに、いつ作業したかということも、ジュゴンの活動の時間帯はずすということも 2005 年にもありましたね。今回もジュゴンの生態に配慮した調査をするように約束事を交わしている訳ですから、いつ、どういう設置の仕方を何人で行ったかぐらいはちゃんと公表してほしいと思います。少なくとも県にはちゃんと伝えてほしいです。そうしなければ県と約束したことにはならないです。
- < 会 > これから、という感じですね。これだけについても防衛庁にこう明示している、これについて防衛省として確認できてないということですか？ 事実として了解
- < 防衛省・伊藤 > どの場所か、我々、分かっておりませんので。
- < 会 > 破壊されたと認識されていないのですか？
- < 防衛省・伊藤 > これから確認します。
- < 会 > つまり、破壊したと思っていない？（何人かが同時に発言）

【01.00.38】

< 辻元議員 > 3 . について、追加で質問がある方は？なぜかといいますと担当で直接実務をされている方々も来ていただいておりますが、決定が違うところでなされたことについて言ってもというところがあるのですよ。それから決定が違うところでなされているのに、執行現場でがんばって環境がこうだからと現場から声を上げてほしいとは思いますが。環境調査とはこうだということ。ただ、決定しているところを国会の議論を含めて、そののところがいろいろやらないと、直接執行している人たちに大批判をぶつけても、なかなかその一、もしかしたら心の中でいろいろ思っているかもしれないけれど、防衛省の中から私の方にもあるのですよ。やっぱりちょっと今回はまあ、と大臣も含めてですけどね、いろいろな声があるわけで、だから3 . まで質問があれば今質問しましょう。それから要望があれば要望として伝えておきましょう。如何ですか？

< 会 > 県に対してはもちろんのこと、私たちも知りうるような形で公表してください。

< 辻元議員 > プロジェクトチームの伊藤さんでしたか、県に報告が完了したら、完了したということを私の方に伝えてもらえますか。内容は結構ですから。この写真とか全部配慮を示されたことについての、進捗状況を伝えてください。

< 会 > その時に県と協議したことを県が公表すると、怒って圧力をかけたりするのをやめてくださいね。

< 防衛省・辰見 > 圧力はかけてませんよ。先ほどから話しているとおり、我々だって作業が円滑に行くようにやっています。県もそう思っている訳です。お互いに話し合っている訳ですよ、それは県と。どこまで報告するか、しないかについても。

< 会 > 今回の出勤について、防衛大臣が県に詫びをしましたね。

< 防衛省・辰見 > 私は県と話していますから。

< 会 > 県に責任をかけたなら駄目だよ。

< 防衛省・辰見 > (激して) いや、していませんよ。話し合っているというだけです。

< 会 > あなた達はぶんごの派遣も決めだし、自衛隊も・・・。

< 防衛省・辰見 > ぶんごの話ではなくて、資料をどこまで出すか出さないかに関しては、県とよく話し合っています。

< 会 > ぶんごの派遣について

< 防衛省・辰見 > ぶんごの話と違う。こういう資料をどこまで出すか出さないかについて。

< 辻元議員 > ぶんごの出勤に関しては、事前に通告はしたけれども、沖縄県知事もあれは銃剣を突きつけられたような思いだという遺憾の意を公表されているが、そのあとはぶんごの派遣については、先ほどおっしゃったような同じような説明を知事にもしている訳ですね。

< 防衛省・辰見 > 翌朝、県の担当課長、それから知事広報室にしましたよ。それを上に上げてくださいと言いました。

< 辻元議員 > それは先ほどの同じような説明だったのですか？

< 防衛省・辰見 > ぶんごの理由はあまり言わず、万全の体制で、という説明をした。なぜ海

上自衛隊かということの説明はしました。潜水能力が必要だということは十分に理解してもらいましたよ。あれは私が行ったばかりのときで十何日か？

< 会 > 19日に説明したら、海にも出なかった。

< 防衛省・辰見 > 18日に行っていると思います。

< 会 > ずいぶん事前だね。

< 防衛省・辰見 > 電話をしたのは17日の夕方ですけれども、18日の朝に説明に行ってますよ、私ではないけれど、渡辺課長が行きました。私は21日に行きました。

< 辻元議員 > 3.まで終わります。

< 会 > えっと、先ほどのアセスメントに対する答は、内閣総理大臣への説明も含めて、国民の権利義務に関係なければ何でもやるのだ、という(そういう言い方はしないかもしれないけれど、)自衛隊の役割以外のことをやるんだということには、私たちは納得できません。で、これに対してどういう歯止めをかけるのか、ということだったら許されるのか、ということをお答えしていただきたいと思います。

< 会 > それに国民の権利義務に関係ないというけれど、名護の人たちは国民じゃないのか？ 何なんだ一体？

< 防衛省・辰巳 > ごめんなさい。名護漁協の方々にはまず同意をいただいてこの調査をやっていますし、漁協長さんにもよく説明してやっています。

< 会 > ぶんごの派遣は？

< 会 > ぶんごの派遣まで了解を取ったのか？ ぶんごの派遣について言っているのだ。

< 防衛省・辰巳 > それは取っているわけではないですけど、一番権利義務の関係がある漁協長さんから異論を受けていません。

< 会 > 権利義務に一番関係があるのは漁協長なんだ。あなたの判断は。

< 防衛省・辰巳 > あの漁場は漁協が漁業権を持っていますから。

< 辻元議員 > まあ、ぶんごの派遣については、沖縄の新聞の世論調査などでも県民のかなりの反発が出ています。沖縄という過去の事情もあるのですよ。過去の歴史的な背景もあるということをご承知のとおりですよ。だから、それに対して、自衛隊を動かすときというのは、私も思うのですよ、何でもかんでもやるなど皆が言っている訳ではなくて、何と言うのかな、自衛隊そのものがいやだという人もいろいろいる訳だけれども、少なくとも動かすときには何らかの判断基準というものを明確にしないとイケない。なんぼでも恣意的に動かせるのではないかという懸念が今回の件で広がっているというのは、これは否定できないと思います。で、大臣が雪祭りと言っちゃったから、よけい雪祭りと一緒かよ、とこうなってしまう。そういう意味では、雪祭りで北海道の人にアンケート取ったら雪祭りに自衛隊が行くのは危なくて仕方が無いというのが多数になるのかということそうではないけれども、少なくとも、ぶんごについては世論はかなり厳しい訳ですよ。不安や懸念を持っている訳ですよ。ですから、自衛隊というものを動かすときの基準というものは今の防衛省の中で、議論される、又は明確な基準というものがあるのかどうか。私が大臣にこの点を聞いたなら、「俺の判断が最後だ」といのが答えだったのですよ。それではシビリアンコントロールというのが、もちろん大臣とい

うのはシビリアンですけれども、国会自身での安保議論とかもシビリアンですからね。その大臣の判断は間違っているのではないか。で、大臣だけで判断できるなら、明確な理由をある程度の基準を示せないと、非常に不信感が広がるのではないかということが、国会でもかなり議論されている訳ですよ。そういう主旨でしょ。

<会> だって、母艦が出て出動じゃないなんてないじゃないか。

<会> 国家行政組織法の第2条第2項は、内閣総理大臣の統轄の下にというのがある。だけど実際にやっていることが省内で勝手にやっていることではないか。

<会> 事前も事後も報告をしなくて。

<防衛省・安藤> いろいろお話があったのですけれど、省内で勝手にやったではないかということについては、大臣が命令を出したというのですけれど、自衛隊の最高の指揮権を持っている内閣総理大臣に何もしなかったのかというと、そこは先ほど申し上げましたけれど、適切に報告等を行っている訳です。

<会> 事後報告だけか？ 事前に報告していると思うよ。

<防衛省・安藤> もちろんそこで、最高指揮権を持っている総理大臣が駄目だと言えば、止めることもできる訳です。

<会> 事後報告ではできないではないか？ 事前の報告をしたということだな？

<防衛省・安藤> 歯止めということをおっしゃったのですね。今回は、国家行政組織法の趣旨にもとづいてやりましたけれど、それでは何でも出動できるのかどうかについて、公権力の行使について、たとえば警察が犯罪捜査をするようなことというのは、いくら海上保安庁とか警察だとかから要請があってもそれはできないと考えています。今回も辺野古の海域への警備については、……

<会> 勝手なことを言い出した訳でしょう。

<防衛省・安藤> 勝手ではないですよ。

<辻元議員> そしたら。

<会> 一つだけきちっと聞いていいですか。首相に事前に通知したの？ 確認したの？ 事後なの？ 何で言えないの？

<防衛省・安藤> そこは普段から総理には様々な報告をやっていきますから。

<会> 軍艦を動かすときに動かす確認を取ったかどうかを聞いているのだよ。総理の責任を隠蔽するためにあなたがそう言っているのだと思うけれど、首相の確認無しにそんなことするの？

<会> 言えなければ、国家行政組織法の2条2項の「内閣の統轄のもとに」と書いてあるのに、事前の報告無しでやったのですか？

<防衛省・辰巳> それは、2条2項の主旨を踏まえてと言っています。

<会> だから、事前の確認なのか事後の報告なのかを教えてくださいよ。それを言う責任があなたたちにあるでしょう。

<防衛省・辰巳> それはまあ、報告については普段のやり取りですから。

<会> 普段のことではないではないか。普段から年がら年中住民対策で自衛隊を出しているのか？

< 辻元議員 > そしたら、いつ総理に報告したのかを私の方に知らせてもらいますか？ あまりこれをやっても、次の環境省の方もずっとお待ちいただいていますので、答えるのか答えられないのかも含めてですね、事前報告なのか事後なのか、後で知らせてください。3．まではこれで。防衛省の方は退席しますか。

< 会 > 時間がないので。1～3までの回答をいただいたことについても、再質問したいことが出てくる気がします。4．以降についても今日ではなくてもいろいろ出てくる。時間を守らないとまずいのではないかと。

< 防衛省・辰巳 > 4．は防衛省への質問だと聞いていましたけれど。

< 辻元議員 > それではもう少しお付き合いいただいて、どうぞ。

< 防衛省・辰巳 > 4．、環境への大きな負担の問題についてですけれども、先ほど申したようなあらかじめ現場確認を行って、可能な限りサンゴ類などへの影響を低減させるような場所を選定した上で設置作業を行ったところであって、当該海域のサンゴ生殖環境に大きな影響を与えるものではなく、生きたサンゴが大規模に破壊されているとは考えていません。

4．、お金の話ですけれども、この16億5千900万円というのは、先ほど申したように、サンゴの着床だけではなくて、ジュゴンなどの海域生物、あるいは海域生態系調査（サンゴ類のほかにも海草類などの藻場類）の調査など、幅広く行う調査を含んでおりまして、この契約額については適正な入札手続きを行って実施しております。それから、サンゴの調査についても、適正な時期や生態に限って行うのではなくて、幅広く前回の平成16年のときの方法書の際にいただいた意見などを十分に参考にして幅広く行うこととしています。4．、特定の種に限りという話がありますけれども、今回のサンゴの調査は特定の種だけを対象にしたものではなくて、前回の方法書の知事も意見を十分に参考にしながら、幅広く行うものとしております。4．、環境アセスの法に則って行うということですが、これは久間大臣が答えているように、環境アセス法に基づく調査は別にきちんとやるということです。法に基づいて申請をし、法に基づいているいろいろな手続きをとっていくと国会に申したとおり、今後適切に進めていこうとしています。なお、今回の調査結果の取り扱いについては、今後環境影響評価の手続きの中で、どのように行うのか、沖縄県などともよく調整して行いたいと考えています。

< 辻元議員 > 4．のご回答について、防衛省に追加で聞きたいことがありますか？

< 会 > 回答が文章になっているなら、文章でいただけるとありがたいのですが。

< 会 > ～ は今日は時間的に無理だと思うので。 ～ について言えば、私たち、事前調査が始まる前も防衛省は、アセスをやりますというお答えをしているんですね。アセス法でちゃんとやりますと言いながら、全然、制約を受けない形で事前調査をやってしまうことに対して、それはおかしいと言ってきている訳ですよ。だから、いろんな国民の意見とかを吸い上げてやり方が決まる前にやってしまうことについて、全部何もかもやれる状態で調査してしまった後で、アセス法に則ってこれからやりますと言っても、やる意味が無くなってしまっているのではないですか。

< 防衛省・辰巳 > それは、きちっと報告に基づいた手続きなので、意味があると思います。

< 会 > じゃ、最初から事前調査をやる必要が無かったじゃないですか？ アセス法でやりますと答えてきましたよね。それなら最初からアセス法に基づいてやって下さい。

< 防衛省・辰巳 > 別に、現況調査をやるのが、環境影響評価法の主旨に反するものではないと思いますし、我々自身が防衛省として、環境の状況を調べるといことは我々としてやることですから、おかしくないと思います。

< 会 > どういうやり方でどういう風にやるかということは一切事前に公表しない形で、私たちが環境に負荷を与えてしまう心配の声をあげているのにもかかわらず、やってしまったということは、どういうことですか。環境アセスメント法に違反していないといえないと思う。沖縄の方からもいろいろ意見があがっていますよね。脱法行為だと。

< 防衛省・辰巳 > それも、政府回答で、違反しないと書いています。

< 会 > 環境を壊しても。

< 会 > どうして防衛省はあんなことを言ったんだよ、わざわざ。

< 会 > 問題は事前調査がアセス法に違反しているかどうかということも大事ですけども、その前に・・・。

< 辻元議員 > 時間が経過しているのだから、次がある人は退場してもらってもいいですか？ さっきからちょっと困っているような様子があるので。課長は（残ってもらわないと）しょうがないですね。汗がたらたらだけれど。結局、アセス法というのは、例えば住民に公告縦覧するとか手続きがものすごく厳密に定められている理由は、今は申し上げませんが、ご承知のとおりだと思います。それが定められているのはものすごく意味があるから定められている。定められているのに、事前調査が県の OK が出たよとどこでも何でもですね、例えばこういうことがいろんな案件で国と住民との対立がある、ということがいろいろ出てくるわけですね。それをアセス法というのは、しかしそれでもこういう風に環境についてやりましょう、という取り決めなのに、そうじゃなくてどんどんどんどん調査できるということになったらですね、アセス法の本来の趣旨及び環境調査をするということ、これは国会でも大分議論をしてですね、特に公共物などを造る際にですね、アセスの手続きというのは国際的な基準もある訳ですよ。

【01:20:00】

これから見るとやっぱり、政治的な意図があるからやったとしか思いようがないのですよ。普通だと、それに（アセス法に）則ってやればいいのですけれど、アメリカとの関係とかでやったとしか思えない。そんなに急いでどうするの、ということですよ。

6月にやりたいというのも、来年もまた6月は来るわけですから、ちゃんと手続きどおりやらなくちゃ。

< 防衛省・辰見 > でも沖縄県も早くやろうというので一致したんで、それで今回の調査については沖縄県の同意も得ているわけですよ。

< 辻元議員 > こっちから提案したんですよ。

<防衛省・辰見> もちろんこっちから提案したけど、同意も得てるわけですよ。お互いこの調査をやることについては同意を得てるわけですよ。地元の漁協、名護市、県、そこはよく理解していただかないと。

<辻元議員> ただね、安保委員会で言ったんですよ。沖縄の知事と安保委員会に。そしたらやっぱり沖縄県側の今の主張がない限り、アセスには合意できないというのは、アセスにはあります。

<防衛省・辰見> アセスにはね。

<辻元議員> 合意できないというのが、頑とした意見だったですよ。あのときね。担当の人たちも頑とした意見だったですよ。

<防衛省・辰見> でもこの調査が...

<辻元議員> それは沖縄のホンネやと思います。県が承知したと言っているけれど。

<防衛省・辰見> どうやって言うんですか(笑って)。

<辻元議員> かなり防衛省側の事情で、県の事情ではないですよ。

<防衛省・辰見> (笑って) 事情がどうかとして、同意はもらってるわけです。

<辻元議員> ただこれもこういう形で、いろんなところで環境調査をアセス法という手続きは、ちゃんと国際基準から比べると日本のアセス法はまだ、緩いんですよ、国際基準は、(トル)もっと厳しいから。で国際的スタンダードがあるのに、こういう形で事前調査をがんがんでできるようになってしまったら、これはいろんなところで他の案件があるのでですね、政策的にこれは間違ってるんじゃないか。ということ国会の各委員会で議論するしかないわけですよ。でそれはそのところはきちんと議論していくべきだと思うし、で、何でや、って言っても理由は言われへんでしょ、たぶん。そりゃアメリカから言われているのやとかね、久間大臣もアメリカへ行って約束してきとるとか、なかなか言われへん。

それで4.についていかがですか。今の論点が一つですよ。今、そのことをがんがんでやっても、わーっと大きい声で言ったら気は済むかもしれないけど、それだけで前に進まないわけですよ。だから防衛省の立場としては、はっきり何も答えないということが分かったということなんだけれども。

<会> ちゃんとあげてほしいと思うことは、普天間移設協議会が12月のときにはアセスメント法の手続きについていろいろ議論してますよね。

<防衛省> はい。

<会> そうすると私たちは、そろそろ始まるのかなと、それを見て思いますよね。2月の報道でもやっぱりアセスメント法で行くというような感じで出てきてるわけですよ。そしたらいきなり3月に入ったら「事前調査」っていうふうに入ってきたんで、国民の目からすれば「何だ！騙されたんじゃないか」って思うんですよ。

<辻元議員> 大体、そういう風に思うんですよ、そういうプロセスだと。だからそれを分かってもうやってはると思いますよ。

<防衛省・辰見> これはだから適当な時期に、サンゴの時期にね、やるしかないわけでしょ、6月から始まるわけだから。早くやるということは沖縄県も早く普天間の移設を、これは皆さん方と意見が違うかもしれないけど、これは沖縄県も言ってるわけで

すよ。

< 辻元議員 > 沖縄県から意見が上がってきたんですか？早くやってくださいと。

< 防衛省 > 早く、早く移設をするということについては意見が一致してるわけでしょ。

< 辻元議員 > だから、それが現在一致してることと、沖縄から意見が出てきてるということとは違うから。

< 防衛省 > そして我々は、これは早く調査をしなくちゃいけないと6月からは。そして、県にもお話をして同意を得てるわけですよ。今回。

< 辻元議員 > どちらかというとならばやっぱり県側から出たというようなニュアンスの発言は、おやめになった方がいいんじゃないですか。

< 防衛省 > 違うって、県側から出たって言ってないじゃないですか。一致してるって、早くやるということについては一致してるって。

< 辻元議員 > だからまず防衛省がやっぱり、先行して、

< 防衛省 > そりゃあ、申請したのは我々ですからね。もちろん申請したのは。ただ早くやるということでは一致してるのは事実ですよ。あのその協議会のなかで一致してますからね。

< 辻元議員 > まあそのニュアンスはどうか分かりませんがね。

今の点で、ありますか。私が今、安保委員会の今後の運営についての理事懇談会が3時半からありますので、私はここで、公務ですから行かなくちゃ。それこそ久間さんと今後のことをどうするかやりますので。防衛省はここでいいですか。引き続きですね、現場でやってらっしゃる皆さんに直接聞くのがいちばんいいのですので、また疑問点があったら。この間久間さんにお会いしたときも、このところちょっと防衛省、ガードが固くなってるんですよ。で、久間さんに言うたんですね、大臣にうちの党首が会うのもごちゃごちゃしたんですよ。何人でどうのて。北原さんとか山崎さんとか、みんなにこの間会って、防衛省はガードを固くしたらあかんと、とくにこの問題については、っていうことを言って、大臣もそれはそうだと思うと答えてますので、今後ともよろしくお願いします。

じゃあ、ここでいったん退席。環境省、どうもお待たせいたしました。

【環境省と】

< 会 > では、この内容について、今までの話も聞いていますが、かみ合うように。かみ合わないかもしれませんが、お答えいただきたいと思います。改めて説明しませんけれども、大臣が少しくらい壊してもいいと言ったのはおわかりになりますよね。委員会で言ったことですね。

で言いたいことはたくさんあるんですけども、ここで2003年のときには助言をちゃんと環境省はしてるんですよ、こういう壊すのはやめてくださいと。これは防衛施設局ですよ、こういうのを環境省は今回も絶対出してほしいので、ぜひとも今日はお話したいと思います。それでは問題をお願いします。

< 環境省・藤井 > 1. について。環境省としては防衛省の、今行なわれている調査、それから普天間移設に関しては協議会にも参加していますので、適宜情報をいただくな

り、また説明を求めるなりして、進めていきたいという風に考えております。

2. について。調査、事前調査中止ということなのですが、調査は環境に配慮してやっていただきたいということは伝えているのですが、伝えてはいるんですけども、そのもとに調査をしていただきたいということなのですが、環境大臣が中止ということをお断りするということは考えておりません。それから防衛大臣のご発言についてなのですが、すいません、これは防衛大臣がどうお考えになったかということはお断りさせていただきます。こちらでどうこうということはお断りさせていただきます。4. について。サンゴの被害軽微という施設庁長官のご発言なのですが、環境省としてはまあ事実確認、サンゴの損傷についての事実関係の説明を施設庁の方に求めているところです。そういう状況です。

< 会 > 事実関係はいつまでにあがってくるんですか。

< 環境省・藤井 > 少し遅くなるというふうに話を聞いています。

< 会 > でも、今すごく緊急な事態になっていますよね。それに対する早急な対処が必要なんじゃないですか。環境省にも。

< 会 > いつ質問を出されたんですか。

< 環境省・藤井 > サンゴの損傷がちょうど報道されたあとに。

< 会 > 5月21日ですよ。

< 環境省・藤井 > えっとすみません、日付までは。

< 会 > じゃあ、もうだいぶ日にちが経ってる。

< 会 > それは文章でですか？

< 環境省・藤井 > いえ、口頭で。

< 会 > 電話したんですか？

< 環境省・藤井 > えー。

< 会 > 行って話したんですか？

< 環境省・藤井 > いえ電話で伝えております。

< 会 > まだ認識してないってさっき言ってましたよ。

< 会 > 認めてないですよ。

< 会 > これから調査するとか言ってましたよ。

< 環境省・藤井 > 事実関係を確認するのは少し時間がかかるというふうに施設庁から説明を受けております。

< 会 > 防衛省がそういう調査で事件を起こしたということを受けて、環境省として実際現場を調査しに行くってことはないのでしょうか。そういうことがお仕事じゃないのかなって、私たちはそう思うんですけども。ただ「どうだったんですか」って口頭で、「どうだったの」ってそんな手ぬるいことじゃなくて、環境省も予算が来ているのに、それを使って、そういうときこそ動いてじかに写真を撮って、そういう問題を片付けて下さらなくては不安じゃない、私たち。そういうことはなさらないの？

< 環境省・藤井 > 基本的に、調査をやる事業者において環境に配慮していただくというのが基本です。

- < 会 > それを環境省が確かめないんですかと、今質問しているんです。
- < 環境省・藤井 > そこは事業者に確認を求めているところなんです。
- < 会 > いいえ、実際に行って確かめないんですかと聞いているんです。
- < 環境省・藤井 > 今のところ、考えていません。
- < 会 > 理由は？
- < 環境省・藤井 > 調査、環境省がまた出て調査する、何に事実関係を求めるっていうのは、まず調査を実施している人にどういう状態になってる、どういうことなのかっていうまず説明を求めていますので。環境省が出て行って見るということは考えてないです。
- < 会 > じゃあ、一応、環境省が判断しているときもあり得るということですか。
- < 環境省・藤井 > 全国でいろんな調査が環境調査も含めて行なわれていると思うんですけど、基本的にすべて環境省がチェックするというものではございません。
- < 会 > そういうふうに判断して必要があれば行くんですか。
- < 環境省・藤井 > 環境省がみずからなにか調べるといのは、環境省の調査は当然だと思いますけれども、何か明確になにか違反をしているとかいうことがあれば当然出て行くものだとは思いますが。
- < 会 > ぶんごの（…発言が重なって聞き取れず）出勤についてはどういうふうな判断してたんですか。
- < 環境省・藤井 > ぶんごの出勤については、申し訳ございません、専門と違うんですね、
- < 会 > 専門と違うといたって、調査活動で結局は防衛庁はいま活動してるわけでしょ。ずっと。あなたたちのエリアじゃない。環境調査に行ってるんだから。
- < 会 > 設置するのにも、それこそ専門家は、1時間かけてほんとに環境に配慮して、それで設置するのを海上自衛隊の潜水士は15分でやったっていうんですよ。本当に、ていねいにていねいにやらなきゃいけないことを15分でやっちゃった。それをどう思いますか。
- < 会 > それ機雷設置とおんなじでしょ。
- < 会 > ほんとに、ぶんごが行って海自がやったからそういうことになるんでしょう。環境に配慮していると思いますか？
- < 会 > そうのをチェックするために環境省ってあるんじゃないの？何のためにあるの？
- < 会 > こんなふうに行ったら機雷を設置するのと同じようにやっちゃうんじゃないかって心配するのが環境省でしょう。
- < 環境省・藤井 > 誰が調査をしたかっていうのは、ちょっとすいません、あの、別ですんで…。
- < 会 > 調査っていうか、調査機器を設置した。
- < 会 > 潜水士入れて自衛隊がやったっていうことは、はっきりしてるわけじゃない。
- < 会 > はっきり「潜水能力」って言ってる、潜水能力だけなんですよ。環境配慮は全然、彼らがしたかどうかわかんないでしょ。それを環境省が、明白に違反したかどうかがあるときには直接行くっていまおっしゃいましたよね、是非やってくだ

さい。本当にやってください。お願いだから。

<会> 何のための環境省なのよ。

<環境省・藤井> 調査において環境にじゅうぶん配慮してもらおうとしか、これはもう言いようがないです。(騒然として、発言が重なる)

<会> (配慮して) 壊してるっていうのはどうなの。

<環境省・藤井> サンゴを壊してるっていう事実についてはいま、施設庁の方に、調査を実施している施設庁に説明を求めていると。

<会> だからそれを、じかにやってくださいって頼んでるんです。それがあなたたちの仕事でしょ。

<会> ぶんごを出して行けとは言っていないよ。

<環境省・藤井> 調査は施設庁がやってますので、その調査をやった人に、そのサンゴの損傷について説明をお聞きしといて、と。

<会> 逆に質問しますけれども、環境省として船を出して調査に行くっていうことは、そんなに難しいことなんですか？

<環境省・藤井> 難しいっていう...、何を根拠に船をチャーターして、で職員が行くのか業務委託を受けた者が行くのかっていうのが、普通あると思うんですけれども、まず何を根拠に調査に行くのか。(騒然として、発言が重なる)

<会> 事前調査をやって、環境を破壊してるんだよ。法律にも基づかないで。

<会> 一箇所見つかったんだから、他にもあるかも知れない。

<会> もともと藤井さん、この前おっしゃったように、環境アセスメント法に反する、精神に反することをやってるわけですよ、防衛省は。それも軍艦を出した。

<会> すいません。いまこれについてコメントできます？(写真を提示)

<環境省・藤井> いま事実関係を施設庁の方に説明してもらおうと...。

<会> 見てもコメントできませんよね。環境省としていまコメントはできませんか。

<環境省・藤井> コメントといわれましても、この写真に...。

<会> ではその写真について、そこに差し込まれたサンゴの状態に対してこれはどういう状態だと認識しているかということですよ。

<環境省・藤井> よくわかりかねるところもありますけれども、まあこういう状況なんだなというふうに。

<会> つまりサンゴのところを破壊している、少なくとも。そういうふうに認識できるかということ。

<環境省・藤井> そこについては、もう...

<会> ちょっとよく見てくださいよ。

<環境省・藤井> ああ、これはもう出ていますから見ていますけれども。

<会> で、施設庁に問い合わせせて、延々とお返事待ちしてると。

<環境省・藤井> 早く教えてくださいとは言っていますけれども。

<会> 今、まだ認識してないって、さっきここで言ってたよ。

<会> 認めてないんだ防衛省は、あの写真のことを。誰かやったんだろ関係ないって。

- < 会 > どのように調査をしているんですか。
- < 環境省・藤井 > 確認をするというふうに、先ほど申し上げた。
- < 会 > でもまだやってないって言ってるんでしょ。
- < 環境省・藤井 > 事実関係の確認に時間がかかるという風に回答をもらっています。
- < 会 > 実はそれだけじゃないんだよね、たとえば今回の事前調査のなかでは、早朝とかね、配慮事項をほとんど無視して、暴走したり...相当、海を荒らしているんですよ。配慮事項の内容が環境に影響するような内容としてやってるわけですよ。
- < 会 > 防衛省が、18日の夜明け前に出た、というのが報道されていますけど、それはご存知ですよ？
- < 環境省・藤井 > 報道は知っています。
- < 会 > そういう現実を見ていて、なぜチェックしに行こうとされないんですか？ましてや環境アセスメント法の主旨に反するようなことを勝手に、軍を出してやるわけですよ。
- < 会 > 日の出1時間後まではやらないと、ということなのに、朝、早朝にやったということを地元の人が見ているわけですよ。それはひどいというような声が上がってるのを、違反したかもしれないから調査しに行くっていうことはしないんですか。
- < 環境省・藤井 > 違反をしたというのは。
- < 会 > 配慮事項に。
- < 環境省・藤井 > 県と施設庁の関係だと思っんですが。県と施設庁の問題だと思っんですが
- < 会 > でも、環境に関わることは環境省が入っていかないと守れないんじゃないんですか。県も違反する、それから防衛省、事業者も違反する、かもしれないことをチェックするのが第三者の機関である環境省ではないんですか？今まで安全の確認は事業者が言ったからといって、それは安全の保障はできませんよね。第三者がやらなければ。そのために環境省があるんじゃないんですか？
- < 会 > 藤井さんじゃないけどね、前の辺野古沖のときはね、防衛施設庁に、こういうサンゴの写真なんか持ってったら、毎日電話したって言ってたよね。中島さんだったか。そこまでやってくださいよ。今回も。どうなってんだって言って。
- < 環境省・藤井 > 一回言ってそれっきりっていうわけじゃなくて、早くしろ早くしろっていうのは当然やってます。
- < 会 > 目の前で、回答を早くしろっていったる回答じゃなかったでしょ、あれは。
- < 環境省・藤井 > それは、彼らがいまあれですよ。我々は早くしろ早くしろっていうのはつねに、(?) たびに電話してんですよ。
- < 会 > 言ってたって、目の前であの態度ですよ。
- < 会 > ちょっと追加してひとつ言いたいんですけども、21世紀環境立国戦略っていうのが立てられていて、環境省のホームページにあげられてるんですよ。で、これはここまで日本としてこういうことをやろうとしているわけですよ。にもかかわらず、環境アセスメント法を無視した形で、事前調査を軍を出してやって、かつ実際に破壊したわけですよサンゴ礁を。そこまでじっと見てて環境省、あな

た藤井さんも2年後3年後にものすごみんなに叱られるかもしれませんよ。何やってたんだ、ちゃんとチェックしてなかったのかって、言われますよ。

<環境省・藤井>あの、それはサンゴを損傷したということに関しては、とにかく事実関係の説明を求めているところです。調査については、十分に配慮してほしいということ伝えてあります。

<会>元々、アセスメント法に反するようなことをやろうとして破壊してるんだから、いったん止めさせるって言っていいんじゃないんですか。

<環境省・藤井>アセス法に反したということについては、もう前にお話したとおり、今、先ほどの施設庁もアセスとは関係ないと断定されてたと思うんですが、アセス手続きに入る前の調査っていうのをアセス法で別に否定しているわけではなくて、アセス手続きにおいて、アセスにおいての調査っていうのは、これはきちっと規定されたとおりやらなければいけないと。その前にやられる事前調査、事前調査っていう...、調査っていうことについては、別にアセス法がその手続きの前にあったものが、結果について、たとえば既存の資料として扱われるという場合もありますが。禁止しているということじゃない、と。

<会>でも環境に影響を与えないという大原則はあるでしょ、事前調査だったら。ないですか？ 環境に影響を与えない事前調査でなければならぬでしょ。環境に影響を与えてもいい事前調査だったら、その後やる環境アセスは意味がないでしょ？ 環境が変わるんだから。

<環境省・藤井>環境が変わるっていうのは、さすがにちょっとどうかとは思いますが、その環境アセスメントで行なわれる調査も、そうだし、すべからく調査、自然環境とか、今サンゴの調査とかするということですけど、調査をするにあたって環境に配慮するっていうのは当然で、環境を壊す調査っていうのは、それは確かに調査ではないと。

<会>そうですよね。

<会>だったら、これをどうするんですか。環境省がやるべきことってあるでしょ？

<環境省・藤井>それについてはいま事実関係を...

<会>そこまでは分かった。で、その次に何をしますか？

<環境省・藤井>何をしますか？

<会>うん。もう壊されているかもしれない、もう壊されている。

<会>百何十箇所もあるんだ。

<会>だってどこに設置したかわかんないんだもん。私たちには調べようがない。

<会>また軍人を出すかも知れない、って言ってたじゃない。

<会>やっぱり環境省が地図を出させて環境省がきちっと調べないとだめですよ。

<会>防衛省が何しようとしてるかも確認しなさいよ。

<会>毎日毎日電話して、催促している、そこまではいいですよ。そこまでやっていただけてるのね。じゃあ、その次どうするのっていう。

<環境省・藤井>あの、いま説明を求めているところです。

<会>だからそこまでは分かった。その次はって聞いているの。

- < 会 > あのさっきおっしゃりかけたことが。
- < 環境省・藤井 > ちょっと話がだいぶ戻ってしまうんですけど、私、今アセス課ではないので、立場上、アセスの話をするのはちょっとあれなんですけれども、多くの事業です、そのアセスメントが始まる前に、調査というのは行なっています。それはアセス法、たとえばダムなんかだと相当量のボーリング含めてですね、どこに立地をするかとかですね、あるいはどういう場所にするかとか、もう 10 年 20 年単位のものすごく綿密な調査をですね。している場合が多いです。ま、事業によります、それは。なので、それをやった後に環境アセスメントを行なって、必要であれば調査を行なう、という形ですので、その観点からいうと、いまの今回の案件はですね、彼らはアセスとは違いますと、独自に環境の調査をしておりますという話をしておりまして、じゃあ、アセスの調査はアセスで行いますと、必要に応じてやりますと、手続きを踏んでやりますという話ですので、この事業を（広めたかたちで？）われわれ見ておりますので、そうした場合にいちがいにそのアセス法違反だという話ではなくて、他の事業の並びで考えれば、同じ、取り扱いとしては同じになるのかなと。
- < 会 > それは計画を立てる前にね、ここが最適かどうかという調査をやるわけで、辺野古の案については、もうすでに十分な調査もやり、そしてあそこの場所に決めてきたわけじゃないですか。
- < 環境省・藤井 > それは事業によって本当にまちまちで、計画の前、逆に計画の前だと、どこにやっていいのかわからないので、あまり調査が行なわれない場合もあります。事業によるんですけども。
- < 会 > あのです、この経過をずっと見ていただいたら、ずっとね、協議会でもそうだけれども、この今年の 5 月のサンゴの前に環境アセスに基づく調査を始めたいという風に、ずっと言ってきてたんですよ。それで沖縄県と調整がつかないからという形で、事前調査に踏み切ってるわけですよ。
- < 環境省・藤井 > 彼らは、今回の調査はアセスとは関係なく、アセスの調査は行なうと、法に基づいた、法に基づいたっていうのはちょっとあれだけど、手続きはきちんと行なうと。
- < 会 > その前に、じゃあ環境を壊しちゃっていいんですか。
- < 環境省・藤井 > いや、壊すっていても、こ、こわ...
- < 会 > だって、壊してるでしょ。だってこんな大きなものを海中に沈めるだけで、環境に影響を与えるでしょ。超音波を海底に沈めたら、環境に影響を与えるでしょ。監視カメラみたいなのを沈めたら環境に影響を与えるでしょ。誰が考えたって分かるでしょ。
- < 会 > もう時間もだいぶ過ぎてるんで、まだ言いたいことがあるんですけども、今日のところはこれだけにしておきたいと思うんですけども、防衛省は、さっき聞いてて分かったと思うけれども、口ではね、法に基づいてアセスをやりますと言ってるけれども、口で言ってるだけですよ、やってること違うんですよ。
- < 環境省・藤井 > それはアセス法の手続きを踏まないというのは、うちとしてはあり得ない

と思うんです。もし法の規定に沿って。

< 会 > やってることが事実そうだと私は言ってるんで、すると、環境省はアセスというのは事業者の自己コントロールだって言うけれども自己コントロールしてないんですよ。自己推進ばかりやってね、自己のコントロールやってないんですよ。これじゃあね、アセス法の精神に反してるし、第一アセス法に必ず抵触しますよ。そのことを言ってるのに、あなたがたは聞いているのか聞いてないのか、同じ官庁だから、同じ政府機関だから味方しようという気持ちが先にたっちゃって、我々に対しては違うことを一生懸命言おうとするけど、よく考えてくださいよ。さっき言ったようにあと何年もしたら、大変なことになるかもしれない、何をやってるんですか。辺野古沖だってね、なくなったでしょ、あの時、もっとやってほしかったですよ、こういうふうにもっと助言をばーっと出してくれれば、聞いたのかも知れません。こういう助言が出てくるかもしれないですけど、そういうことをしてほしいんですよ。とにかく、あなたがたは庇うというか、言いたいことが先に出ちゃって。

< 会 > 環境大臣も言ったんですよ、ちゃんと。それで環境大臣はちゃんと協議会に入ってるんで。

< 会 > 最後に、ジュゴンについて。だんだん明らかになってる使用機器の内容がありますよね、それが影響があるかないかっていうのは、どう環境省は見ているのか。

、日本テレビが放映されたジュゴンの放映の内容ですね、それを環境省はどう見てるのか。、レッドリストについて、現状について。

< 環境省・藤井 > ジュゴンの担当が来ておりませんので、今回の質問ですとジュゴンの担当がいなかったから、ちょっと正確なところというか、分かりかねるところがありますけれども。どう考えるのか、というのは正直、分からない面があります。影響についてですね。

< 会 > 分からない？ 良いとも言えないということ？

< 環境省・藤井 > 良いとも悪いとも、まあ調査のための設置だと聞いておるので。プロがいないと大変難しい、判断の難しいところがありますから。また担当が答えると思います。そこはちょっと私が出すぎて言い過ぎたと思います。

< 会 > でも環境省のなかで、たとえばレッドリストがいつごろあがるって言うのは。

< 会 > 6月末だって聞いている。

< 環境省・藤井 > すいません、自然環境局の野生生物課の方でいま作業してると思うんですが、もうすぐだという話は省内でも聞いてはいるんですけども。すいません、いつまでとか、早々って言うのはちょっと情報は入ってきていません。

< 会 > では時間をだいぶオーバーしましたけれども、又、引き続いて聞きたいことがあります。今日のところはこれで終わりたいと思います。ご苦労様でした。

防衛省への質問書
防衛大臣 久間 章生 様

2007年6月14日
辺野古への基地建設を許さない実行委員会
(連絡先：090-3910-4140)

質問書

5月11日、防衛省は海上自衛隊掃海母艦「ぶんご」を辺野古に派遣し、5月18日には海上自衛隊潜水土が辺野古基地建設のための事前調査に着手しました。その直後、地元の環境保護団体のメンバーが調べたところ、海自潜水土が設置した機材の鉄筋が辺野古のサンゴを貫き破壊しました。また水中カメラがクチと呼ばれるジュゴンの出入り口を塞いでしまいました。

私たちは、前回も「アセスメント法」の手続きによる「方法書」作成以前の「事前調査」は、アセスメント法の精神に違反するものであり、環境に負荷を与えない配慮は担保できず、やるべきではない、という見解を持って交渉を持ちました。交渉の時間が時間切れになったため、十分な回答をいただけませんでした。その点も含めて、次にいくつかの質問を提出したいと思います。

1. 海上自衛隊掃海母艦「ぶんご」を派遣したことについて

掃海母艦「ぶんご」の派遣を、どこが依頼し、いつ、どのように決定したのですか。

依頼の理由と掃海母艦派遣と決まった理由も示してください。

掃海母艦の出動について、首相にはどの時点でどのような形で報告・相談・承諾を求めたのか、そして首相はどのように判断したのですか。

掃海母艦「ぶんご」を派遣した根拠は、自衛隊法のどれによるかを示してください。

派遣した掃海母艦「ぶんご」の人員、装備、任務、派遣期間を示してください。特に、どれだけの人と装備で横須賀港を出港し、その後、人・物の揚げ降ろしをしたのかどうか、したとすればその詳細について、説明してください。

掃海母艦「ぶんご」の通常の役割について、説明してください。

今回の「ぶんご」出動について、防衛省はどのように国会と国民に説明してきたのかを教えてください。

文民統制（シビリアンコントロール）についての基本的な考え方を教えてください。今回の海上自衛隊の行動は問題だと思いますが、いかがですか。

2. 海上自衛隊潜水士が行った作業について

機材の設置に係わった自衛隊潜水士の人数、設置した機材の種類と数、場所、日時を示してください。

「20日に那覇防衛施設局は調査機器の設置作業を実施し、サンゴの産卵状況を調べる着床具の設置を終えた。また、海象調査機器の大半の設置を完了、海生生物調査機器のパッシブソナー（音波探知機）や水中ビデオカメラの一部も設置した。」と報道されました。その計画図を明らかにしてください。

今回、自衛隊潜水士が設置した作業内容は、どの業者と契約した作業に当たりますか。その中で、業者が行った作業はどの部分ですか。

民間業者と契約した契約金と掃海母艦派遣の費用は、それぞれいくらですか。そのダブリを、どのように考えますか。

那覇防衛施設局が海上保安庁に警備依頼をし、その海上保安庁のボートが反対する人々の小舟に突っ込んでくるなどという暴力行為があったことを、どのように把握していますか。

3. 自衛隊潜水士が設置した機材が環境を破壊したことについて

設置した機材の鉄筋がサンゴを貫いて破壊し、水中ビデオカメラがジュゴンの出入り口を塞いだ事実をどのように把握していますか。

沖縄県が海域調査に同意した際、添付された15項目の「配慮要望事項」を資料提供してください。また、その際に指導・助言に当たった専門家の名前・所属を公表してください。

4. 「アセスメント法」以前に実施したことについて

当初から防衛省は、「アセス法に則って、環境調査をする」と強調して答えています。しかし「方法書」も作成されず、公告縦覧によって市民が誰でも意見を述べるができる機会も保障されないまま、大がかりな「事前調査」が進んでしまいました。その結果、環境に多大な負荷を与えている事実をどのように受けとめますか。

「事前調査」総額25億円の内、サンゴの着床を調べるのに16億6千万円と報道されました。着床率は低く、試行錯誤の方法で、その結果、サンゴは殆どない、という誤った結論が導き出されるのではないか、あるいは「移植実験」ではないか、費用対効果は見込めるのか、などの懸念が報道されています。また、リーフチェック研究会会長安倍真理子さんは「棒状ハマサンゴの群落、ユビエダハマサンゴの群落など、すごく面白い生態系なんですが、そこに設置せず、砂浜に設置している。」と指摘しています。それらの意見は、「事前調査」前に十分検討されましたか。

以前にも安倍真理子さんが環境省に「ミドリイシ以外のサンゴ種や産卵が見ら

れない種はどうか」と質問したことに対して、環境省は「特定のシーズンや特定の生殖体に限ってしまうと、全般的な調査としては足りないところがある」と問題点を指摘したと報道されました。(琉球新報 07/4/19) このことについて、どう受けとめますか。

「事前調査」に取り組んだ後に行う「アセス法に則ってする調査」は、どんな意義があるのか、どのように使われるのかを説明してください。

5. その他

沖縄の負担軽減にならないという沖縄の人々の声を、どう受けとめますか。

嘉手納基地でのジェット燃料流出について

陸自が市民団体を監視していた件について

環境省への抗議・要請趣旨
環境大臣 若林 正俊 殿

2007年6月14日
辺野古への基地建設を許さない実行委員会
東京都千代田区三崎 2-2-13 502
沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック気付
連絡先：090-3910-4140

抗議・要請趣旨

去る5月18日以来、防衛省は海自を投入して辺野古基地建設のための事前調査に着手しました。海自所属の潜水土を使用して調査機材設置を同日未明から強行したため、辺野古のサンゴに鉄筋が貫通し破断しています。

防衛省もこれを確認していますが、環境省でも事実を確認の上で事前調査強行を止めてください。「知らない」では通りません。

海域調査に合意した沖縄県は、調査にあたっては留意事項と配慮事項を条件としています。海自の潜水土らはこれらを見做して機材設置をした結果、サンゴの破断が起きたのです。

環境省は傍観者となることなく、事業者に対して質すべきは質し、助言すべきは助言してください。これまで築かれてきた環境行政が、その根元から引き倒されるほどの事態です。99年閣議決定の時には環境省も堂々と助言したではありませんか！環境アセス法は骨抜きにされて、事業者が環境への配慮を省略して思うままに基地建設が進められようとしています。

環境省の出番です。ズバリ、防衛省に「調査ストップ」を助言してください。

沈黙していたら、二度と辺野古の自然は戻ってきません。「防衛省様、ごもつとも」はありえません。沖縄の海も山もそもそも国のものでもなく、防衛省のものでもありません。ましてやその改変は防衛省専管事項でもありません。

私たちは下記の通り抗議・要請します。

- 一、 防衛省の単独行動を黙認せず、省庁間協力で暴走をとめてください。
- 一、 辺野古の自然を破壊させないため、事前調査中止を環境大臣が助言してください。
- 二、 辺野古は「少しくらい」破壊してもいい、という防衛大臣発言についてその真意を質して私たちに明らかにしてください。
- 三、 「サンゴの被害は軽微」という防衛施設庁長官発言に、環境省としての事実確認をしてください。その真偽、結果を私たちに明らかにしてください。

(以上)